

○地方警務官の勤務時間、休暇等に関する訓令

平成31年2月28日

長野県警察本部訓令第6号

地方警務官の勤務時間、休暇等に関する訓令を次のように定める。

地方警務官の勤務時間、休暇等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方警務官の勤務時間、休暇等についての委任に関する訓令（平成6年警察庁訓令第14号）に基づき、長野県警察に勤務する地方警務官の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）とする。

2 地方警務官の勤務時間及び休憩時間は、次の表のとおりとする。

勤 務 時 間	休 憩 時 間
午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間を除く。）	午後零時から午後1時まで

(手続等)

第3条 地方警務官の勤務時間、休暇等の手続等については、警察庁職員の服務に関する訓令（昭和34年警察庁訓令第4号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、平成31年3月15日から施行する。